

保 発 0208 第 1 号
平成 31 年 2 月 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

今般、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 10 号）が公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

この改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び関係団体等へ周知いただくとともに、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第一 改正の趣旨

毎年度、各保険者が社会保険診療報酬支払基金に対して納付する後期高齢者支援金については、各保険者の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況等に鑑み、実施状況が十分な場合には後期高齢者支援金が減算され、実施状況が著しく不十分な場合には後期高齢者支援金が加算される制度となっている。

このうち、後期高齢者支援金の減算対象保険者の基準は、保険者種別等に応じた特定健康診査の実施率の分布状況等を踏まえて当該保険者の特定健康診査の実施率を補正して算定した数に、保険者種別等に応じた特定保健指導の実施率の分布状況等を踏まえて当該保険者の特定保健指導の実施率を補正して算定した数を乗じて得た数（以下「調整済実施係数」という。）が基準値以上であることとしている。

今般、平成 29 年度の確定後期高齢者支援金における当該基準値を定めるため、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 140 号）の一部を改正するものである。

第二 改正の内容

平成 29 年度の確定後期高齢者支援金における減算の対象となる保険者の基準について、平成 28 年度の減算対象保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率を勘案して、調整済実施係数が百分の八十二以上であることとする。

第三 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日